

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 高部 豊彦

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 森下 俊三

2. 申請年月日

平成20年1月9日（水）

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施（平成19年4月1日に遡って適用。ただし、事後精算制度の廃止等の一部約款変更については、平成20年4月1日から実施。）

4. 概要

専用線等の実際費用方式を適用する平成19年度及び平成20年度の接続料並びにその他手続費等の改定を行うもの（平成19年度の端末系交換機能・中継系交換機能等の長期増分費用方式を適用する接続料については平成19年3月30日に認可済み）。

II 主な変更内容

接続料

1. 背景（事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入）

接続料規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第82号）により、精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、事後精算制度を廃止し、事前に接続料を確定する方式が導入された。

これにより、平成20年度以降の実際費用方式に基づく接続料については、原則として、直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入することとなった※。

このため、平成19年度接続料と平成20年度接続料は平成18年度接続会計結果に基づき算定。ただし、接続料規則の経過措置により、平成19年度の実績原価に基づくタイムラグ精算は平成20年度において実施することとなった。

以上の接続料規則における規定整備を受け、平成19年度及び平成20年度に適用される接続料等について所要の規定整備を接続約款において措置することとするもの。

※ 長期増分費用方式に基づき算定されるもの、キャリアズレートが適用されるもの、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるものであって将来原価方式に基づき算定されるものは対象外。

2. 概要

実績原価方式を適用する平成19年度の接続料については、平成18年度の接続会計の結果、回線数等及び報酬率に基づき改定し、全体で2.0%（NTT東日本：1.9%、NTT西日本：2.3%）低減（収入ベース）。

（1）実績原価方式による値下げ額及び値下げ率（収入ベース）

（単位：億円）

	平成19年度の値下げ額及び値下げ率						(参考)平成18年度の値下げ額及び値下げ率	
			平成19年度の接続料適用		平成18年度の接続料適用			
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
合計	▲19 (▲1.9%)	▲22 (▲2.3%)	982	930	1,001	952	▲22 (▲2.0%)	▲20 (▲1.9%)
専用線合計	+1 (+0.1%)	▲4 (▲0.5%)	824	784	824	787	▲19 (▲2.2%)	▲16 (▲1.9%)
接続専用線	+2 (+0.5%)	▲12 (▲3.5%)	341	331	339	343	▲1 (▲0.0%)	▲7 (▲1.7%)
中継光ファイバ	▲5 (▲7.2%)	▲3 (▲5.4%)	63	58	68	61	▲10 (▲11.2%)	▲5 (▲6.5%)
ラインシェアリング・ドライカッパ	+4 (+1.0%)	+11 (+3.0%)	420	395	416	384	▲10 (▲2.3%)	▲5 (▲1.2%)
公衆網合計	▲20 (▲11.3%)	▲18 (▲10.9%)	157	147	177	197	▲2 (▲1.1%)	▲4 (▲2.0%)

(注) 平成19年度予測回線数及びトラヒック等をベースに引下げ額を計算。

(2) 平成19年度及び平成20年度の主な接続料と現行(平成18年度)接続料との比較

(カッコ内の数値は前年度比)

	平成19年度/平成20年度		平成18年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
高速デジタル(注1) 専用線(1.5Mb/s)	MA内 129,414円/回線・月 (+5.0%)	MA内 79,087円/回線・月 (▲5.3%)	MA内 123,255円/回線・月 (+10.0%)	MA内 83,491円/回線・月 (▲3.4%)
デジタルアクセス(注1) (1.5Mb/s タイプ1-1)	MA内 36,883円/回線・月 (▲5.4%)	MA内 38,894円/回線・月 (▲3.2%)	MA内 38,971円/回線・月 (▲9.1%)	MA内 40,174円/回線・月 (▲9.1%)
メガデータネット(注1) (基本:3Mb/s、 PVC:500kb/s、クラス1)	20,801円/回線・月 (▲3.2%)	21,188円/回線・月 (▲4.9%)	21,483円/回線・月 (▲2.6%)	22,288円/回線・月 (▲2.8%)
中継ダークファイバ	1.471円/回線・ m・月 (▲7.2%)	1.499円/回線・ m・月 (▲5.4%)	1.585円/回線・ m・月 (▲11.0%)	1.585円/回線・ m・月 (▲6.0%)
ドライカップ(注2) (タイプ1-1)	1,285円/回線・月 (▲2.0%)	1,383円/回線・月 (▲0.7%)	1,311円/回線・月 (▲1.7%)	1,393円/回線・月 (▲0.9%)
ラインシェアリング(注2)	79円/回線・月 (▲15.1%)	89円/回線・月 (▲11.9%)	93円/回線・月 (▲4.1%)	101円/回線・月 (▲2.9%)

(注1) 平成19年度に適用するもの(端末回線伝送機能を含む。)

(注2) 回線管理運営費を含む。

3. 平成18年度で算定期間が終了する将来原価方式に係るもの

将来原価方式により接続料が算定されてきた機能の一部については、平成18年度に算定期間が終了したことから、平成19年度及び平成20年度の接続料は平成18年度の実績原価に基づき算定。

(1) 将来原価方式から実績原価方式に移行する機能

機 能	算定期間
局内4分岐スプリッタ	東： 4年1か月間 (H15. 3. 1～H19. 3. 31)
	西： 5年間 (H14. 4. 1～H19. 3. 31)
光信号主端末回線（局外8分岐のもの）（注）	東： 4年1か月間 (H15. 3. 1～H19. 3. 31)
	西： 5年間 (H14. 4. 1～H19. 3. 31)
B-PON (NTT西日本のみ)	5年間 (H14. 4. 1～H19. 3. 31)
メディアコンバータ (NTT東日本のみ) (1Gb/sタイプ)	1年間 (H18. 4. 1～H19. 3. 31)

(注) 本機能の原価のうち局外8分岐スプリッタが将来原価方式から実績原価方式に移行

(2) 変更後の接続料と現行接続料との比較

(カッコ内の数値は前年度比)

	変更後		現行	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
局内スプリッタ (4分岐 タイプ1-2)	1,054円/装置・月 (▲54.5%)	1,470円/装置・月 (▲31.3%)	2,316円/装置・月	2,141円/装置・月
光信号主端末回線 (8分岐 タイプ1-2) (注)	4,576円/回線・月 (▲10.3%)	4,587円/回線・月 (▲9.5%)	5,099円/回線・月	5,066円/回線・月
B-PON (タイプ1-2)	—	6,255円/装置・月 (▲11.0%)	—	7,031円/装置・月
メディアコンバータ (1Gb/sタイプ タイプ1-2)	3,086円/装置・月 (▲11.8%)	—	3,499円/装置・月	—

(注) 平成19年度に適用するもの

4. 接続料規則第3条に規定する特別許可に基づき接続料を設定するもの

○ 回線管理運営費の算定（回線管理運営費の平均化）

回線管理運営費については、平成16年度から平成18年度までの再計算において、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに分けるのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全役務において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定したところ。

上記の状況は平成19年度及び平成20年度においてもあてはまると考えられることから、同様の方法により算定するもの。

■ 平均化した単金（月額）

	ラインシェアリング		PHS基地局回線・ ドライカップ・ 光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成19年度/平成20年度回線管理運営費	47円	57円	69円	89円
平成18年度料金との差	▲14円	▲11円	▲38円	▲50円

【参考】サービス別単金（月額）

	PHS基地局回線		ラインシェアリング		ドライカップ		光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成19年度/平成20年度 回線管理運営費	83円	76円	34円	38円	83円	103円	140円	397円
平成18年度料金との差	▲11円	▲4円	▲6円	0円	▲75円	▲112円	▲138円	▲258円

5. 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係るNTSコストの付け替え

① 経緯

情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」（平成16年10月19日）において、NTSコストを5年間で段階的に加入者交換機能に係る接続料原価から除き、これを基本料の費用（加入者回線に係る費用）に付け替えることが適当とされた。

公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料は、公衆電話機及び加入者回線に係る費用を原価として算定されていることから、上記措置と平仄を合わせるため、接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正により、平成19年度及び平成20年度の本機能の接続料については、NTSコストのうち公衆電話の発信に係るものを本機能の接続料原価に段階的に加算を可能とするための規定整備を行ったことを受け、NTSコストを本機能の接続料原価に加算することにしたもの。

なお、平成17年度接続料及び平成18年度接続料については、接続料規則第3条に規定する特別許可により同様の措置を実施。

② 算定方法

加入者交換機能の接続料の原価から除外したヒストリカルベースのNTSコストの1回線当たり単価を算出し、当該単価を公衆電話1回線当たりの通話時間で除して算定（平成19年度はその5分の3を、平成20年度はその5分の4を対象）。

■公衆電話機能

区分	単位	平成19年度接続料		平成20年度接続料		平成18年度接続料※	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	3分 当たり	99.29円	88.40円	100.42円	89.71円	90.68円	81.18円
うちNTSコスト見合い		3.47円	3.94円	4.61円	5.26円	2.02円	2.21円
デジタル公衆電話発信機能		71.05円	78.07円	71.32円	78.44円	72.61円	78.17円
うちNTSコスト見合い		0.86円	1.15円	1.13円	1.53円	0.58円	0.72円

※ 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用するもの。

6. 貸倒損失の接続料原価への算入

① 背景

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」を踏まえ、接続料債務の不履行リスクの扱いのうち管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提に、管理部門において発生した貸倒損失を接続料原価の一部に算入するよう「第一種指定電気通信設備接続会計規則取扱要領」を一部改正（平成19年4月26日総基料第100号）し、平成18年度以降の接続会計上、管理部門において発生した貸倒損失を整理することとなった。

以上を踏まえ、平成19年度及び平成20年度の接続料については、貸倒損失を接続料原価に算入の上、接続料を算定することとしたもの。

② 算定方法

次に掲げる算定方法のとおり、シェアドアクセス方式による光ファイバの引込線（光信号分岐端末回線）に係る接続料原価の算定方法に準じ、貸倒損失算入前原価に貸倒率（平成18年度の接続料収入に対する同年度の貸倒実績額の割合）を乗じて算出。

$$\underline{\text{【算定方法】 貸倒損失算入後原価} = \text{貸倒損失算入前原価} \times (1 + \text{貸倒率}^{\ast})}$$

平成18年度の貸倒率は0%であったことから、平成19年度及び平成20年度の貸倒損失算入後の接続料原価は貸倒損失算入前の原価と同額。

※ 平成18年度貸倒率

(単位：百万円)

	NTT東日本	NTT西日本
①平成18年度貸倒実績額	0	0

②平成18年度接続料収入	324,833	315,627
③貸倒率 (①/②)	0%	0%

7. 保守換算係数の改定

- (1) 現在、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能等の接続料については、
- ・ 平日・昼間帯（営業時間内）のみ保守を行うメニュー（タイプ1-1）
 - ・ 全日・昼間帯保守を行うメニュー（タイプ1-2）
 - ・ 全日・全時間帯（24時間）保守を行うメニュー（タイプ2）
- に区分され、それぞれ接続料が設定されているところ。
- (2) 今回、各保守メニューについて、次のとおり保守換算係数算定上の実績データを把握したことから、保守換算係数を改定。
- ① 現行のタイプ1-2の保守換算係数については、タイプ2の保守換算係数算定に用いた平成17年度故障修理時間の実績データを基に算定していたが、タイプ1-2の故障修理時間の実績データを新たに把握したことから、タイプ1-2の保守換算係数を改定するとともに、タイプ1-1及びタイプ2の保守換算係数についても平成18年度の故障修理時間の実績データに基づき改定
 - ② 通信路設定伝送機能（専用線）及び端末回線伝送機能等の保守換算係数について、それぞれの故障修理時間の実績データを新たに把握したことから、それぞれの各保守メニューに係る保守換算係数を改定

■平成19年度適用保守換算係数（NTT東日本及びNTT西日本）

保守タイプ	機能	通信路設定伝送機能 端末回線伝送機能等にも使用		保守タイプ	機能	通信路設定 伝送機能	端末回線 伝送機能等
タイプ1-1		1.00		タイプ1-1		1.00	1.00
タイプ1-2		1.02		タイプ1-2		1.02	1.00
タイプ2		1.06		タイプ2		1.06	1.03

- (3) また、端末回線伝送機能のうち光信号分岐端末回線（加算料）については、設備管理運営費比率に保守タイプの別がないことから、全タイプに同一料金を適用してきたが、今回把握した端末回線伝送機能に係る故障修理時間の実績データに基づき保守換算係数を設定（改定後の保守換算係数は端末回線伝送機能等と同一）。

（参考）光信号分岐端末回線の保守タイプ別接続料金

区分	保守タイプ	平成19年度		平成18年度		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
光信号分岐端末回線	NTT東西設置 キャビネット利用	1-1	486円	513円	511円	520円
		1-2	486円	513円		
		2	501円	528円		
	接続事業者設置 キャビネット利用	1-1	478円	504円	502円	510円
		1-2	478円	504円		
		2	492円	519円		

【参考】各機能の主な接続料

※ 太枠内：平成19年度から将来原価方式から実績原価方式に移行するもの。

(1) 端末回線伝送機能

赤枠内：平成18年度から将来原価方式から実績原価方式に移行したもの。

区分			単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
端末回線伝送機能(通信用設定伝送機能を組み合わせられるもの)	2線式のもの	タイプ1-1	1回線ごとに月額	1,163円	1,243円	1,164円	1,229円
		タイプ1-2	1回線ごとに月額	1,163円	1,243円	1,188円	1,254円
		タイプ2	1回線ごとに月額	1,198円	1,280円	1,234円	1,303円
	4線式のもの		1回線ごとに月額	2,396円	2,560円	2,468円	2,606円
ドライカッパ(タイプ1-1)(注1)	回線管理運営費		1回線ごとに月額	69円	89円	107円	139円
	回線部分		1回線ごとに月額	1,216円	1,294円	1,204円	1,254円
ラインシェアリング	回線管理運営費		1回線ごとに月額	47円	57円	61円	68円
	回線部分(追加MDF)		1回線ごとに月額	32円	32円	32円	33円
光信号主端末回線(局外スリット含む。)(タイプ1-1)(注1)(注2)	局外4分岐のもの		1回線ごとに月額	—	4,587円	—	4,589円
端末回線伝送機能(メガデータネットワーク(主な品目のみ))	3Mb/s		1回線ごとに月額	6,558円	7,136円	6,878円	7,519円
	6Mb/s		1回線ごとに月額	7,927円	8,864円	8,395円	9,480円
	12Mb/s		1回線ごとに月額	9,259円	10,592円	9,912円	11,441円

(注1) タイプ1-1：平日・昼間帯故障修理、タイプ1-2：全日・昼間帯故障修理、タイプ2：全日・24時間故障修理

(注2) 平成19年度に適用するもの

(2) 光信号電気信号変換機能

区分			単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号変換装置	100Mb/sタイプ タイプ1-2	非集線型 (16MCタイプ)	1回線ごとに月額	9,855円	8,933円	11,227円	11,108円
		集線型(1MCタイプ)	1回線ごとに月額	750円	961円	903円	1,184円
	1Gb/sタイプ(タイプ1-2)		1回線ごとに月額	3,086円	—	3,499円	—

(3) 光信号多重分離機能

区分			単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号多重分離機能	局内4分岐のもの(タイプ1-2)		1回線ごとに月額	1,054円	1,470円	2,316円	2,141円
	局内8分岐のもの(タイプ1-2)		1回線ごとに月額	—	2,065円	—	2,976円

(4) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成19年度/平成20年度 接続料	平成18年度 接続料
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	33,250,000円	33,083,333円
優先接続機能	1通信ごとに	0.0140円	0.0203円

(5) 中継伝送機能

区分	単位	平成19年度/平成20年度接続料		平成18年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能	1回線・1メートルごとに月額	1,471円	1,499円	1,585円	1,585円

(6) 通信路設定伝送機能（主な品目のみ）

区分	単位	平成19年度/平成20年度接続料		平成18年度接続料			
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
通信路設定伝送機能	一般専用サービスの伝送を行う機能 3.4kHz	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	4,979円	5,203円	4,912円	5,503円
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	5,590円	5,803円	5,499円	6,070円
		10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	130円	100円	130円	100円
	高速デジタル伝送サービスの伝送を行う機能 64kb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	26,729円	17,408円	26,392円	18,340円
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	27,340円	18,008円	26,979円	18,907円
		10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	130円	100円	130円	100円
	128kb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	30,808円	19,702円	30,208円	20,774円
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	32,025円	20,897円	31,376円	21,904円
		10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	250円	190円	250円	190円
	1.536Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	119,932円	69,605円	113,497円	73,733円
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	134,559円	83,953円	127,538円	87,293円
		10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	3,050円	2,290円	3,050円	2,290円
	44.210Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	143,653円	—	152,407円	—
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	153,893円	—	163,967円	—
		10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	20,480円	—	23,120円	—
	48.384Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	120,857円	—	129,363円	—
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	131,097円	—	140,923円	—
		10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	20,480円	—	23,120円	—
	149.760Mb/s (デュアル)	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	194,851円	—	203,081円	—
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	212,846円	—	222,681円	—
10kmを超える場合の10kmごとの加算額		1回線ごとに月額	35,990円	—	39,200円	—	
149.760Mb/s (スーパーデュアル)	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	217,647円	—	226,125円	—	
	上記以外の場合	1回線ごとに月額	235,642円	—	245,725円	—	
	10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	35,990円	—	39,200円	—	
599.040Mb/s (デュアル)	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	420,375円	—	436,708円	—	
	上記以外の場合	1回線ごとに月額	462,000円	—	481,788円	—	
	10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	83,250円	—	90,160円	—	
599.040Mb/s (スーパーデュアル)	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	443,171円	—	459,752円	—	
	上記以外の場合	1回線ごとに月額	484,736円	—	504,832円	—	
	10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	83,250円	—	90,160円	—	
第1種ATM専用に係るもの(デュアルクラス) 50Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	385,270円	294,053円	370,795円	305,155円	
	上記以外の場合	1回線ごとに月額	513,997円	441,858円	505,787円	432,786円	
	10kmを超える場合の10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	25,600円	28,490円	29,430円	25,900円	
134.7Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	510,668円	380,757円	495,696円	397,350円	
	上記以外の場合	1回線ごとに月額	691,633円	587,070円	686,315円	577,640円	

		10kmを超える場合の 10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	35,990円	39,770円	41,550円	36,580円
	600Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	1,081,229円	824,700円	1,052,078円	832,072円
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	1,122,854円	873,460円	1,099,863円	875,552円
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算額	1回線ごとに月額	83,250円	97,520円	95,570円	86,960円

(7) データ伝送機能 (主な品目のみ)

区分		単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
メガデータネット	500kb/s(クラス1)	1回線ごとに月額	13,772円	13,581円	14,134円	14,298円
	6Mb/s(クラス2・最低伝送速度3Mb/s)	1回線ごとに月額	77,971円	76,956円	79,792円	80,668円
	10Mb/s(クラス2・最低伝送速度5Mb/s)	1回線ごとに月額	121,379円	119,715円	124,189円	125,472円

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内サービス接続機能	中継交換機等接続	1案内ごとに	75円	73円	72円	70円
	端末回線線端等接続	1案内ごとに	77円	75円	74円	73円
番号データベース接続機能	番号案内固有部分	1成功検索ごとに	34円	32円	36円	29円
	通信網部分	1接続 3分までごとに	11円	13円	10円	11円
番号情報データベース登録機能		1番号ごとに	—	6.64円	—	8.02円
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごとに	—	5.19円	—	4.27円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごとに	—	6.95円	—	7.46円

(9) 手動交換機能

区分		単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
手動交換サービス接続機能		1通信ごとに	290円	231円	292円	237円
手動コレクトサービス取扱機能		1通信ごとに	48円	52円	46円	47円

(10) 公衆電話機能

区分	単位	平成19年度接続料		平成20年度接続料		平成18年度接続料 [※]	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.5516円	0.4911円	0.5579円	0.4984円	0.5038円	0.4510円
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.3947円	0.4337円	0.3962円	0.4358円	0.4034円	0.4343円

※平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用するもの。

(11) ルーティング伝送機能

区分		単位	平成19年度/平成20年度 接続料		平成18年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
IP通信網ルーティング伝送機能	LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	143,418円	221,747円	163,084円	267,887円
	ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	246,457円	229,411円	332,619円	320,423円
	ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに	6,590円	5,787円	6,815円	6,332円

工事費・手続費及びコロケーション料金等

1. 工事費・手続費の改定（主なもの）

（1）工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定（カッコ内の数値は前年度比）

単位	平成19年/平成20年度度接続料		平成18年度接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,280円 (▲4.0%)	6,214円 (▲2.9%)	6,540円	6,399円

（2）新サービス及びシステム化の影響を受ける手続費等の見直し

平成18年2月28日付情報通信審議会答申の要望事項※を踏まえ、手続費等について次のとおり見直しを行ったもの。

※ 新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること。

○ システム化の影響を受ける工事費の見直し（NTT西日本のみ）

NTT西日本が提供している番号ポータビリティ申込受付システムについて、本システムと顧客情報データベースを直接結んで、番号ポータビリティに係る提供可否回答及び工事オーダー発出の自動化並びにオンラインでの工事竣工情報の提供を可能とした（平成19年2月2日認可）ことによる作業環境の変化に伴い、工事費について見直すこととしたもの。

■ 適用料金（カッコ内の数値は現行適用値（平日昼間）との比較）

区分			作業時間 時間/1ルーティング番号		料金額 1ルーティング番号	
			見直し後	現行	平成19年度/ 平成20年度	現行
ルーティング番号 登録工事費	ア 基本額	NTT西日本が指定した電気通信回線設備を通じて申し込みを行う場合	0.112 (▲0.031)	0.143	平成19年度/ 平成20年度 696円 (▲219円)	915円
ルーティング番号等 削除工事費	イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合		0.095 (▲0.087)	0.182	590円 (▲575円)	1,165円

2. 管路・とう道等の料金の改定

（1）管路・とう道の料金の改定

（カッコ内の数値は前年度比）

区分	平均料金（年額）	
	NTT東日本	NTT西日本
管路	314円 (▲0.3%)	260円 (▲6.5%)
とう道	61,265円 (+1.9%)	54,813円 (▲6.3%)

※平均料金はNTT東日本は都道府県別、NTT西日本は府県別の平均

※管路は円/条・m、とう道は円/m

(2) 電柱使用料の改定

(カッコ内の数値は現行適用額との比較)

	平成 19 年度/平成 20 年度適用額	
	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	958 円 (▲1.6%)	1,117 円 (▲1.4%)

(3) コロケーションに係る設備使用料の算定方法の見直し

コロケーションに係る設備使用料の算定に当たり、平成 19 年度以降に接続開始時期から法定耐用年数が経過する設備が発生すること等を踏まえ、法定耐用年数経過後には設備管理運営費相当から減価償却費相当を控除する算定方法に見直し。

具体的には、接続開始時期から法定耐用年数を経過してもなお継続して利用されている設備に係る使用料については、設備管理運営費相当のうち減価償却費相当を控除。

3. 個別負担の接続料（網改造料）等の算定に用いる諸比率の改定

(1) 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		平成 19 年度/平成 20 年度適用値		平成 18 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.271	0.252	0.244	0.235
	電力設備	0.891	0.908	0.816	0.811
	伝送機械設備	0.178	0.250	0.198	0.188
	無線機械設備	0.289	0.108	0.194	0.250
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.077	0.067	0.054	0.085
	土地及び通信用建物以外	0.005	0.007	0.006	0.008
共通割掛費比率		0.042	0.050	0.043	0.056

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分			平成 19 年度/平成 20 年度適用値		平成 18 年度適用値	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率	(1)(2)以外	端末回線伝送機能	0.058	0.063	0.061	0.066
		端末系交換機能	0.049	0.056	0.050	0.059
		市内伝送機能	0.040	0.036	0.049	0.046
		中継系交換機能	0.057	0.040	0.055	0.048
		中継伝送機能	0.052	0.057	0.051	0.054
		通信料対応設備合計	0.050	0.056	0.050	0.058
	(2)除却費を個別に支払う場合	端末回線伝送機能	0.056	0.060	0.058	0.062
		端末系交換機能	0.046	0.053	0.047	0.055
		市内伝送機能	0.037	0.034	0.046	0.043
		中継系交換機能	0.052	0.037	0.052	0.046
		中継伝送機能	0.049	0.053	0.048	0.050
		通信料対応設備合計	0.046	0.053	0.047	0.054

(3) 電力設備に係る設備管理運営費比率及び取付費比率

区分		平成 19 年度/平成 20 年度 適用値		平成 18 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.298	0.990	1.003	0.890
	発電設備	0.674	0.719	0.634	0.615
	電源設備及び蓄電池設備	0.898	0.923	0.853	0.840
	空気調整設備	1.804	2.224	1.925	2.190
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.050	0.050	0.053	0.059

NTT東西のβ値の見直しについて

1. 経緯

- (1) 「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」（平成19年4月19日諮問第1169号）に対する情報通信審議会答申（平成19年6月21日情審通第68号）において、「平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該β値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること」が示された。
- (2) これを踏まえ、総務省からNTT東西に対して報告要請「自己資本利益率の算定に用いるβ値の見直しについて」（平成19年7月9日総基料第141号）を行ったところ、NTT東西から報告がなされた。

2. 報告の概要

NTT東西は株式を上場していないため、類似企業のβ値を基に算定。
 具体的には、NTT東西の事業との類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき、NTT東西のβ値を算定。

○ 算定結果（報告値）

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西
β値	0.55～0.65	0.61～0.72	0.58～0.68
平均値	0.59	0.65	0.62
中央値	0.58	0.64	0.61

当該算定の結果、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれのβ値は従来からの接続料算定に使用しているβ値（0.6）に比して、乖離が僅少であることを踏まえ、従前どおりβ値を0.6として自己資本利益率を算定することが適当。